

令和3年6月24日開会

第728回むつ市教育委員会

議案

## < 目 次 >

- 議案第1号 令和3年度むつ市教育大綱実施計画
- 議案第2号 むつ市教育委員会事務職員等のテレワークに関する規程 (総務課)
- 議案第3号 むつ市少年教育指導委員規則を廃止する規則 (中央公民館)
- 議案第4号 財産の取得について (総務課)

## < 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許可申請について (生涯学習課)
- 報告第2号 臨時代理した事項の報告について (図書館)
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

## < その他 >

## 議案第1号

令和3年度むつ市教育大綱実施計画について

令和3年度むつ市教育大綱実施計画を決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規程により教育委員会の議決を求める。

令和3年6月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

むつ市教育大綱の趣旨に添って教育委員会で実施する事業の具体的な計画を実施するものである。



## 議案第2号

### むつ市教育委員会事務職員等のテレワークに関する規程

むつ市教育委員会事務職員等のテレワークに関する規程を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年6月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

#### 提案理由

職員の子育て、介護と仕事の両立及びキャリアの継続を支援し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等を図るため、多様な働き方の一環としてテレワークを制度化するため、むつ市教育委員会事務職員等のテレワークに関する規程を制定するものである。

## むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程

令和 年 月 日公表  
むつ市教育委員会訓令甲第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の子育て、介護と仕事の両立及びキャリアの継続を支援し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上を図るために行う、テレワークの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、テレワークとは、職員が自宅若しくは自宅に準ずる場所（介護する親族の居住する場所等をいう。以下同じ。）又は所属する課等の執務場所以外の指定する場所で勤務する形態のことをいう。

(対象職員)

第3条 テレワークの対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、次の各号に掲げる職員を除く職員とする。ただし、教育長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 会計年度任用職員
- (2) 条件付採用職員

(申請手続等)

第4条 テレワークを希望する職員（以下「希望職員」という。）は、テレワーク勤務申請書（様式第1号）を、テレワークを希望する日の前週の金曜日までに、所属長等（むつ市事務専決代決規程（平成21年むつ市訓令甲第6号）に規定する服務事項に係る決裁権者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 所属長等は、前項に規定する申請があった場合において、次のいずれにも該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 希望職員が対象職員に該当すること。
- (2) 希望職員の担当業務の内容等から判断して、テレワークを実施しても公務の正常な運営に支障が生じないこと。

3 所属長等は、テレワークを承認したときは、遅滞なく教育委員会事務局総務課長に報告するものとする。

(テレワークの命令)

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、所属長等は、職員に対しテレワークを命ずることができる。

2 所属長等は、前項に規定する命令をしたときは、遅滞なく教育委員会事務局総務課長に報告するものとする。

(承認の取消し)

第6条 所属長等は、サービス管理、業務の遂行状況、情報セキュリティの遵守状況等からテレワークが適当でないとき、その承認を取り消すことができる。

2 所属長等は、テレワークの承認を取り消したときは、遅滞なく教育委員会事務局総務課長に報告するものとする。

(実施日の勤務時間等)

第7条 テレワークを実施する日（以下「実施日」という。）における勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は正午から午後1時までを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、テレワークを行う職員（以下「テレワーク職員」という。）は、勤務時間の割振りを変更する必要がある場合には、次の各号に掲げる事項に留意した上で、テレワーク勤務時間割振り変更申請書（様式第2号）を、所属長等に提出するものとする。

(1) 1日の勤務時間が7時間45分となるよう調整すること。

(2) 勤務時間を午前5時から午後10時までの範囲内で調整すること。

(3) 1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くこと。

3 所属長等は、前項に規定する申請があった場合において、次のいずれにも該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

(1) 前項各号に掲げる事項を満たすこと。

(2) テレワーク職員の担当業務の内容等から判断して、勤務時間が変更されたとしても公務の正常な運営に支障が生じないこと。

4 実施日は週4日以内とし、週1日以上は所属する課等の執務場所での勤務とする。ただし、教育長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 テレワークは、原則として1日（休暇又は休業の時間を含む。）単位で行うものとする。ただし、所属長等は、職員の勤務状況と業務内容を考慮した上で適当であると認める場合には、午前（午前8時30分から正午までの間をいう。）又は午後（午後1時から午後5時15分までの間をいう。）単位でテレワークを認めることができる。

(職務専念義務)

第8条 テレワーク職員は、実施日の勤務時間内（休憩時間を除く。）においては、職務に専念しなければならない。

(テレワーク環境の確保等)

第9条 自宅又は自宅に準ずる場所で勤務するテレワーク職員は、業務の円滑な遂行に必要な環境の確保に努めるとともに、安全衛生管理については、自己の責任をもって当たらなければならない。

(テレワークで使用するパソコン等)

第10条 テレワークで使用するパソコンは、原則として総合情報課が管理するテレワーク用パソコンとする。ただし、貸与が受けられない等やむを得ない場合は、この限りでない。

(始業及び終業の報告)

第11条 テレワーク職員は、実施日においては、始業時及び終業時に電話、電子メール等により所属長等に始業及び終業の報告を行うものとする。

(業務報告)

第12条 テレワーク職員は、実施日の勤務が終了するごとに、テレワーク勤務実施報告書（様式第3号）により、所属長等に報告しなければならない。

2 所属長等は、前項に規定する報告の際に、必要に応じてテレワーク職員に成果物を提出させることができる。

(業務遂行状況の把握)

第13条 所属長等は、必要がある場合は、テレワーク職員に業務の遂行状況を確認することとする。

(時間外勤務)

第14条 所属長等は、テレワーク職員に対し、実施日における時間外勤務を命じないものとする。

(費用負担)

第15条 次の各号に掲げる自宅又は自宅に準ずる場所での勤務に要する費用は、テレワーク職員の負担とする。

- (1) インターネット回線及びプロバイダ利用に係る初期費用並びにこれらの利用料金等
- (2) 光熱水費
- (3) 携帯電話（スマートフォンを含む。）の購入費用、基本使用料等

(4) 勤務場所の環境整備に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長がテレワーク職員が負担することが適当であると認める費用

(情報セキュリティ対策)

第16条 テレワーク職員は、むつ市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 テレワーク職員は、業務の内容等が家族、同居者等の第三者の目に触れないようにしなければならない。

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、テレワークの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

テレワーク勤務申請書

所 属		職名	
氏 名		電話番号	
テレワークを行う 場所（住所）			
申込事由			
実施予定日 実施単位	年 月 日（曜日）	1日・午前・午後	
	年 月 日（曜日）	1日・午前・午後	
	年 月 日（曜日）	1日・午前・午後	
	年 月 日（曜日）	1日・午前・午後	
テレワークで行う 主な業務内容			

<p>上記の者がテレワーク勤務を行うことを承認する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長</p>
--

※承認後、写しを教育委員会事務局総務課へ提出してください。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

テレワーク勤務時間割振り変更申請書

所属名	
職・氏名	

実施日	時間割振り表	
	時間	
	内容	
	時間	
	内容	
	時間	
	内容	
	時間	
	内容	

<p>上記の勤務時間の割振りを承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長</p>
--

※ 1) 1 日の勤務時間は 7 時間 4 5 分になるように調整すること。

※ 2) 勤務時間は午前 5 時から午後 1 0 時までの範囲内で調整すること。

※ 3) 1 時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くこと。

テレワーク勤務実施報告書

所属名		職・氏名	
-----	--	------	--

実施日	年 月 日（ ）～	年 月 日（ ）
-----	-----------	----------

実施業務名	
実施内容	
成果物	

※必要に応じて成果物を添付すること。

## 議案第3号

### むつ市少年教育指導委員規則を廃止する規則

むつ市少年教育指導委員規則を廃止したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年6月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

むつ市少年教育指導委員の参画する事業の終了に伴い、少年教育に関しての教育長の諮問に対する意見の具申について、むつ市社会教育委員の会議又はむつ市公民館運営審議会に移管することにより委員としての一定の役割を終えたものとして、本年6月30日の任期満了をもってむつ市少年教育指導委員を廃止するものである。

## むつ市少年教育指導委員規則を廃止する規則

令和 年 月 日公布  
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市少年教育指導委員規則（昭和44年むつ市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。  
（むつ市教育委員会事務委任規則の一部改正）
- 2 むつ市教育委員会事務委任規則（昭和40年むつ市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
第1条第10号中「及び少年教育指導委員」を削る。  
（むつ市公民館組織等規則の一部改正）
- 3 むつ市公民館組織等規則（平成17年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中ウを削り、エをウとし、オからキまでをエからカまでとする。

## 議案第4号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規程により教育委員会の議決を求める。

令和3年6月24日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小学校に小学3年生用のタブレットパソコンを配備するものである。

1 取得する財産

物品 タブレットパソコン等

品 名	数 量
タブレットパソコン (ソフトウェア等含む)	471台

2 事業スケジュール

令和3年 7月中旬 入札、仮契約  
令和3年 9月 むつ市議会定例会、本契約  
令和4年 1月下旬 納品完了

3 予算

歳出見積額 合計：30,050千円

4 取得の目的 児童生徒一人一台端末の小学3年生分の整備のため。

5 契約の方法 指名競争入札

## 報告第1号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許可申請について

令和3年5月19日付け、む生産第109号で、現状変更(捕獲)について、むつ市長より文化庁長官宛での許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

### 1 申請内容

- ・青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づいた、加害群除去等の捕獲

### 2 捕獲頭数

- ・13群及びハナレザル 計300頭

加害群除去

I2-A1群22頭、I2-A2群9頭、K02群78頭、S1-A群49頭

S1-B群42頭、S2群24頭、A2-85群23頭

個体数調整

A2-84A群2頭、A2-84B群2頭、A87-A群7頭、O1-A群3頭

O2-B群9頭、M2-B群7頭

### 3 捕獲方法

- ・箱わな、麻酔銃

### 4 期間

- ・許可日～令和5年6月30日

### 5 教育委員会の所見

- ・加害群除去に係る計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認されており、申請内容は妥当と考えられる。



## 報告第2号

### 臨時代理した事項の報告について

臨時代理した財産の取得に係る議案の提出について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和3年6月24日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

人と本をつなげるまちづくり事業を実施する上で図書館に配置している移動図書館車について、老朽化が著しいことから車両を更新する必要がある、業費としてコミュニティ助成事業助成金を活用し、整備を早急に必要なため、むつ市教育委員会事務委任規則第3条により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第5号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和3年6月1日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

1 取得する財産  
物品

品 名	数 量
移動図書館車	1 台

- 2 契約の相手方 埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田56番地1  
株式会社林田製作所  
代表取締役 林 田 廣 一
- 3 取得価格 23,042,690円
- 4 取得の目的 移動図書館車を更新する。
- 5 契約の方法 随意契約



## 報告第3号

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

第727回教育委員会から本日までの間において、決定した事項について報告いたします。

#### ●決定事項

- ・学校等に勤務する教職員等への新型コロナウイルスワクチン優先接種の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的措置